

三重県後期高齢者医療広域連合の収入役の事務の兼掌に関する規則

平成19年2月1日規則第4号

三重県後期高齢者医療広域連合の収入役の事務は、広域連合長が兼掌する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。